破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第７４号
北海道伊達市山下町138番地64
債務者　佐藤　洋一
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１２５号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字迫151番地５　コーポメトキ202号、前住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字室小路536番地、前々住所盛岡市西見前18地割89番地１
債務者　徳田　美穂
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２９４号
神奈川県足柄上郡大井町金子2658番地６
債務者　高橋ちさ子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１１３号
香川県高松市一宮町1989番地　県住４―105
債務者　柴野　靖子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
　高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１６０号
香川県高松市磨屋町６―６　ドムス66―601、住民票上の住所香川県東かがわ市町田547番地
債務者　谷澤しのぶ（旧姓京和）
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
　高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１８号
鹿児島県指宿市十二町260番地
債務者　青木イツ子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第３５５号
宮城県亘理郡亘理町字江下181番地　23―３
債務者　平間　信行
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３６５号
仙台市青葉区小松島１丁目６番15号
債務者　井上美智子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３６８号
仙台市青葉区中央４丁目７番25―901号
債務者　斎藤　幸枝
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１５８号
金沢市西泉３丁目49番地１　リーヴァ102号、従前の住所金沢市示野町南10番地
債務者　横川　明美
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１８５号
金沢市額新保１丁目279番地　県営住宅79棟18号、従前の住所金沢市高尾台４丁目27番地
債務者　堀　　良明
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１８９号
石川県白山市坂尻町へ35番地49
債務者　浦木　恵子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２０３号
石川県白山市寄新保町1247番地５　白望荘105号室
債務者　柳谷　勝春
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２０６号
石川県白山市福留町660番地126、住民票上の住所石川県白山市水島町１番地
債務者　松井　紀子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１９６号
奈良市佐紀町21番地の４　レジデンス西大寺202号
債務者　井上　義雄
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第５７号
岡山県津山市野介代1459番地６
債務者　濱﨑　泰史
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
　岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第５００号
広島市西区井口台１丁目13番19―307号
債務者　澤田　千秋（旧姓有馬）
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
　広島地方裁判所民事第４部